三　政府代表部

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	520,000	500,000	471,200	453,200	435,100	381,100	327,100	291,000	255,000	237,000	219,000	201,000
北米	ニューヨーク（国際連合）	600,000	510,000	475,100	456,100	437,100	380,100	323,100	285,100	247,100	228,100	209,100	190,100
	モントリオール（国際民間航空機関）	560,000	540,000	500,500	480,500	460,500	400,400	340,300	300,300	260,300	240,200	220,200	200,200
欧州	ウィーン（在ウィーン国際機関）	610,000	590,000	549,800	527,800	505,800	439,800	373,800	329,900	285,900	263,900	241,900	219,900
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	820,000	690,000	643,100	617,400	591,700	514,500	437,300	385,900	334,400	308,700	283,000	257,300
	（軍縮会議）	720,000	690,000	643,100	617,400	591,700	514,500	437,300	385,900	334,400	308,700	283,000	257,300
	パリ（経済協力開発機構）	610,000	550,000	515,500	494,900	474,300	412,400	350,500	309,300	268,100	247,400	226,800	206,200
	（国際連合教育科学文化機関）	570,000	550,000	515,500	494,900	474,300	412,400	350,500	309,300	268,100	247,400	226,800	206,200
	ブリュッセル（欧州連合）	620,000	550,000	518,500	497,800	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400

附　則

この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

外務大臣　玄葉光一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年七月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百六号

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「次の二課」を「総務課」に改め、「総務課
人事課
教育課」を削る。

第四十九条中第十九号を第二十六号とし、第十八号を削り、第十七号を第二十五号とし、第十二号から第十六号までを八号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の八号を加える。

十二　行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。

十三　前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。

十四　幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。

十五　幕僚監部の職員の表彰に関すること。

十六　統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（教育に係るものに限る。）に関すること。

十七　行動の計画に関し必要な教育訓練の計画（運用第二課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

十八　捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。

十九　統合幕僚学校に関すること。